

(仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務委託
プロポーザル応募要領

1 基本方針

(1) 基本理念

(仮) 八幡市民複合施設については、市民の誰もが個性をより活かすために集い、子育ての場、教養を育める場をかねそなえた複合施設を目指し建設事業を計画してきました。

この建替計画は、建設対象地が葛飾八幡宮境内であること、景観への配慮が必要なこと、地域住民の意見の反映や隣家との距離が近いことなど、配慮すべき事項が多く、また複合施設としては敷地が狭いことなど加味すべき設計・施工上の制約も多くあります。

このため、専門知識や他都市等における豊富な経験を備えた民間事業者のアイディアや新しい技術を取り入れることにより、より優れた設計となることを期待し、公募型プロポーザル方式により、事業者を特定するものです。

(2) 業務概要

- | | |
|----------|--|
| ① 委託業務名 | (仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務委託 |
| ② 業務内容 | (仮) 八幡市民複合施設新築工事に係る基本設計及び実施設計
(詳細は、特記仕様書(案)による) |
| ③ 履行期間 | 契約日の翌日から令和5年3月3日(約14ヶ月)まで |
| ④ 業務規模 | 延べ床面積 1,300㎡程度 |
| ⑤ 上限提案価格 | 総額71,000千円(税込) |
| ⑥ 発注者 | 市川市 |
| ⑦ 工事計画概要 | |
| ・ 施工場所 | 市川市八幡4丁目1788番2 外 |
| ・ 施工期間 | 令和5年3月から令和6年3月まで(予定) |
| ・ 概算工事価格 | 約10億円(税込)(上限) |

(3) 選考方針

優先交渉権者の特定は、次の①(一次選考)及び②(二次選考)の2回の選考を経て行います。

- ① 提出書類による(仮) 八幡市民複合施設基本設計・実施設計業務に係る受注者選考委員会(以下「委員会」という。)の選考委員(以下「選考委員」という。)の評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる上位5者程度を選定します(一次選考)。
- ② 一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、市川市建設工事等請負業者資格審査会(以下「資格審査会」という)において、優先交渉権者1者及び次席優先交渉権者1者を特定します(二次選考)。

(4) 委員会の構成

学識経験者 2名

市職員 5名

※委員に対し不当な働きかけをした場合は失格となります。

(5) 事務局

郵便番号 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

市川市 財政部 管財課

TEL:047-334-1111、FAX:047-712-8762

E-mail: kanzai@city.ichikawa.lg.jp

URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

(6) スケジュール

		内 容	日 時
一 次 選 考	参 加 表 明 書 等 提 出	応募要領等の配布、 参考資料の配布、資料閲覧	令和3年 9月 2日 (木) 午前9時から 令和3年 9月 21日 (火) 午後5時まで
		参加表明書等に関する 質問書の受付期間	応募要領等の配布日から 令和3年 9月 8日 (水) 午後5時まで
		質問書の回答	令和3年 9月 13日 (月)
		参加表明書等の受付期限	令和3年 9月 21日 (火) 午後5時まで
		選定・非選定通知書の発送	令和3年 9月 29日 (水)
二 次 選 考	技 術 提 案 書 提 出	技術提案書の受付開始	令和3年 9月 30日 (木)
		技術提案書に関する 質問書の受付期間	選定結果の通知日から 令和3年 10月 7日 (木) 午後5時まで
		質問書の回答	令和3年 10月 14日 (木)
		技術提案書の受付期限	令和3年 11月 9日 (火) 午後5時まで
		プレゼンテーション及びヒア リング	令和3年 11月 11日 (木) 令和3年 11月 12日 (金)
		特定・非特定通知書の発送	令和3年 12月 1日 (水)

(7) 応募要領等の配布

① 配布期間

令和3年9月 2日(木)から令和3年9月21日(火)まで

② 配布場所

応募要領等は、市川市のホームページからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

(8) 資料の配布

① 配布資料

- ・資料 1 : (仮) 八幡市民複合施設基本計画
- ・資料 2 : プロポーザル評価選考要領
- ・資料 3 : 特記仕様書(案)
- ・資料 4 : 第1回住民説明会における住民等からの要望・回答
- ・参考資料1 : 案内図
- ・参考資料2 : 現況敷地図
- ・参考資料3 : 計画敷地図

② 配布期間

令和3年9月 2日(木)から令和3年9月21日(火)まで

③ 配布方法

上記資料は、市川市のホームページからダウンロードして下さい。

(URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)

2 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する単体企業とします。

- (1) 公告日現在において、令和2・3年度市川市入札参加業者適格者名簿に建築関係建設コンサルタントで登録されていること。
- (2) 公告日より過去15年以内に、国又は地方公共団体が発注した、公民館(又はコミュニティセンター)、児童福祉施設又は類似施設(※)のいずれかを含む2つ以上の用途を複合化した施設(延べ床面積1,000㎡以上とする。)の新築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請(設計共同企業体の場合は、代表構成員に限る)で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。)第23条の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 配置予定技術者
 - ① 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士であること。
 - ② 管理技術者及び照査技術者、建築主任技術者は、参加表明書の受付日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。
 - ③ 管理技術者及び照査技術者、各主任技術者は、それぞれ1名であること。

- ④ 管理技術者は、照査技術者及び各主任技術者を兼任していないこと。
- ⑤ 照査技術者は各主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥ 建築主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

※1：「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※2：分担業務分野の分類は、下表による。なお、提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式3-E）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築 (総合)	平成31年国土交通省告示第98号における別添一、1、一および二、ロ、 (1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の (1) 総合に係るもの
構造	同上(2) 構造に係るもの
電気	同上(3) 設備の(i) 電気設備に係るもの
機械	同上(3) 設備の(ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備、(iv) 昇降機等に係るもの

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザルの優先交渉権者特定前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
- ④ この公告の日から優先交渉権者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 本プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ⑦ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準(昭和50年12月13日施行)別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

※類似施設とは 平成31年国土交通省告示第98号別添二の建築物の類型のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。

3 分担業務分野の再委託

- (1) 主たる分担業務分野（総括及び建築（意匠）分野）を再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
- (2) 構造分野の再委託先は、本業務に関与できる構造設計一級建築士が所属していること。
ただし、参加表明者の組織に所属する構造設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。
- (3) 設備分野の再委託先は、本業務に関与できる設備設計一級建築士が所属していること。
ただし、参加表明者の組織に所属する設備設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。

4 参加に対する制限

委員会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問、社員等として実質的に関係する建築士事務所に所属する者の参加は認めない。

一次選考

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。

- ① 参加表明書（指定用紙）
- ② 技術資料 様式1～5
- ③ 様式2、3に添付する資格・実績確認書類

(2) 参加表明書等の提出方法等

① 提出部数

- ・参加表明書（指定用紙） 1部
- ・技術資料（様式1～5） 15組（複写可）
- ・様式2、3に添付する資格・実績確認書類 1部

技術資料は表紙をつけず、様式1～4を1組として左上部をホチキス綴じしてください。

② 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

③ 受付期間

応募要領等の配布日から令和3年9月21日（火）午後5時まで

④ 提出場所

市川市 財政部 管財課

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

① 質問の方法

質問は、質問書（指定用紙）により電子メールにて事務局へ送付してください。

なお、電子メール以外では質問の受付はできません。また、二次選考で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間での受付はできません。

② 質問書の受付期限

令和3年9月 8日（水）午後5時まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和3年9月 13日（月）に市川市のホームページに掲載します。

質問回答書は、本応募要領の追加又は修正として、応募要領と同様に扱います。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書

代表者印を押印の上、提出してください。

② 技術職員・資格（様式1）

ア 当該事務所の技術職員・資格について記入してください。

イ 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないでください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

③ 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

次のア、イに該当する同種又は類似の業務実績5件以内を記入してください。

なお、業務実績とは基本設計又は実施設計業務の契約履行が公告日現在において完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

また、記入した業務については契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び様式2の施設の概要が確認できる図面（※1）、写真、パース等の書類を提出してください。またPUBDIS（※2）の登録がある場合は、その写しも提出してください。

ア 同種業務の実績における対象施設は、公告日より過去15年以内に、国又は地方公共団体が発注した、公民館（又はコミュニティセンター）、児童福祉施設のいずれかを含む2つ以上の用途を複合化した施設（いずれも延べ床面積1,000㎡以上とする。）の新築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請（設計共同企業体の場合は、代表構成員に限る）で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績

イ 類似業務の実績における対象施設は、公告日より過去15年以内に、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積1,000㎡以上の類似施設（※3）のいずれかを含む2つ以上の用途を複合化した施設の新築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請（設計共同企業体の場合は、代表構成員に限る）で受託している実績

ウ 実績が複数ある場合は、同種・類似業務の実績を優先し5件を記入してください。なお、同種・類似業務の実績が合わせて5件に満たない場合は、その他の実績を記入してください。

※1：図面は、他の用途を含む複合施設の場合、業務実績に該当する用途部分を囲んでください。

※2：PUBDISとは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

※3：類似施設とは平成31年国土交通省告示98号別添二の建築物の種類のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。

エ 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。

(ア) 受注形態の欄には、単独、設計共同企業体の別を記入してください。

(イ) 構造・規模・面積の欄には、〔構造種別－地上階数／地下階数、延べ面積〕を記入してください。〔例：RC－5F／B1、○○○○○㎡〕

(ウ) 受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入してください。受賞歴の対象は竣工した建築物で以下に示すものとします。なお、記入した受賞を証する書類の写しを提出してください。

- ・日本建築学会（学会賞、作品選奨、作品選集新人賞）
- ・日本建築家協会
（日本建築大賞、優秀建築賞、優秀建築選、新人賞、協会選100）
- ・日本建築士事務所協会連合会（建築賞）
- ・各都道府県又は各都道府県事務所協会（東京建築賞、千葉県建築文化賞 等）
- ・公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）

オ 提出された実績の審査において「同種」を「類似」又は「実績なし」と、また「類似」を「実績なし」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」として審査することがあります。

④ 管理技術者・照査技術者・主任技術者の経歴等（様式3）

本業務を担当する管理技術者及び照査技術者、主任技術者、記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入してください。また、同種・類似業務の実績を優先し記入件数は3件以内とします。なお、同種・類似業務の実績が合わせて3件に満たない場合は、その他の実績を記入してください。

ア 所属する組織、資格名称

(ア) 各技術者について、所属する参加表明者の組織又は再委託先の協力事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。

(イ) 各技術者について、記入した資格を証する資料（資格者証の写し）を添付してください。

イ 同種・類似業務実績

(ア) 同種・類似業務の内容は、前記（4）③ア及びイの説明と同じです。

(イ) 該当する業務実績については、公告日より過去15年以内に、国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積1,000㎡以上の同種・類似業務のいずれかを含む2つ以上の用途を複合化した施設の新築工事に関する基本設計又は実施設計業務を受託している実績を記入し、あわせて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。また、担当したことを証明する資料を添付してください。

ウ 分担業務分野

提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）がある場合は、主任技術者の経歴等（様式3-E）を提出してください。

⑤ 協力事務所（様式4）

分担業務分野を再委託する協力事務所がある場合は提出してください。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入してください。

⑥ 業務実施方針（様式5）

業務実施方針として、以下の内容について記述してください。

ア 基本コンセプトを踏まえた施設整備の考え方について

イ 施設整備の考え方を市が地域住民等と効果的に共有を図るために本業務において実施可能な取組みについて

⑦ 参加表明書及び技術資料作成上の注意事項

ア 様式5はA3判1枚とします。提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。画像の挿入は可とします。提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。なお、イメージ図等の視覚的表現は、国土交通省通達（事務連絡）「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日）を参考として資料を作成してください。

イ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。

(5) 参加表明書等の評価基準

提出書類の評価基準は、次の審査表によります。

評価項目	評価の着目点			
	判断基準			
(1) 事務所の評価	技術職員数	技術職員数を評価する		
	有資格者数	有資格者数を評価する		
	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する		
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	建築 構造 電気設備 機械設備
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある (上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する)	管理技術者 主任技術者	建築 構造 電気設備 機械設備
(4) 業務実施方針	①基本コンセプトを踏まえた施設整備の考え方について	その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を評価し、業務の理解度を確認する。		
	②施設整備の考え方を市が地域住民等と効果的に共有を図るために本業務において実施可能な取組みについて	施設整備の考え方を市及び地域住民等が共有するための手法(「第1回住民説明会における住民等からの要望・回答」を踏まえた対応策、平易な言葉での説明等)について評価する。		

二次選考

6 技術提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 技術提案書 (指定用紙)
- ② 工程計画 任意様式
- ③ 設計チームの特徴 任意様式
- ④ 特定テーマについての技術提案資料 任意様式 (A3判)
- ⑤ 技術提案資料を補足する資料 任意様式 (A3判)
- ⑥ 設計見積書 任意様式

(2) 提出書類の提出方法等

① 提出部数

- ・技術提案書 (指定用紙) 1部
- ・技術提案資料 任意様式 (A3判) 15組 (複写可)
技術提案資料は「技術提案資料の表紙」をつけて、任意様式 (A3判) を1組として左上部をホチキス綴じしてください。なお、14組については社名を記載しないこと。
- ・技術提案資料を補足する資料 任意様式 (A3判) 15組 (複写可)
- ・技術提案資料を補足する資料は「技術提案資料を補足する資料の表紙」をつけて、任意様式 (A3判) を1組として左上部をホチキス綴じしてください。なお、14組については社名を記載しないこと。
- ・設計見積書 任意様式 1部

② 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

③ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、電子メールにて事務局へ郵送の旨を連絡してください。提出書類の確認後、電子メールにて提出書類受領確認書を送付します。

④ 技術提案書の受付期間

令和3年9月30日から令和3年11月9日 (火) 午後5時まで

⑤ 提出場所

市川市 財政部 管財課

(3) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

① 質問の方法

質問は、質問書 (指定用紙) により電子メールにて事務局へ送付してください。

② 質問書の受付期間

選定結果の通知日から令和3年10月7日 (木) 午後5時まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、技術提案書提出者全員に対

し、令和3年10月14日（木）に電子メールにて回答します。
質問回答書は、本応募要領の追加又は修正として、応募要領と同様に扱います。

(4) 提出資料の記入上の留意事項

① 技術提案書

代表者印を押印の上、提出してください。

② 工程計画（任意様式）

設計工程計画及び全体工程計画、並びに施工方法、安全性等に対する考え方について求めます。

③ 設計チームの特徴（任意様式）

技術者の配置や取り組み体制、業務推進にあたり重点としていることなどについて考え方を求めます。

④ 特定テーマについての技術提案（任意様式）

技術提案は、資料「(仮) 八幡市民複合施設基本計画」及び下記の各テーマにおける市川市の現状を踏まえた上で、次のテーマについての提案をしてください。なお、配置等の考え方を記載する場合は概算面積を記載して下さい。

ア 「特定テーマ1. 建物の機能および各エリアのゾーニングに対する工夫について」
基本計画をふまえ、各エリアの機能や複合施設としての相乗効果、利用者が立ち寄りたくなり、また利用したいと思える魅力を抽出するための工夫及びゾーニングの考え方を求めます。

また、非常時には避難施設としての役割を果たせるよう計画するとともに、平常時にはそれを感じさせないための工夫を求めます。

イ 「特定テーマ2. 地域の景観に配慮しつつ誰もが集える建築デザインについて」
計画地は葛飾八幡宮境内にあり、市を代表する長い歴史を持つ寺社と閑静な住宅街が広がる、趣のあるまち並みが守られた地域となっております。地域の景観に配慮するとともに、誰もが集える施設とするための建築デザインや考え方を求めます。

ウ 「特定テーマ3. 敷地利用の工夫や考え方」

基本計画（特に施設整備に係る前提条件及び配慮事項）を踏まえた敷地利用の手法及び考え方を求めます。

また、配置計画を参考とし、子ども達が更に有効利用できる自由な配置提案を求めます。

エ 「特定テーマ4. 環境負荷の軽減に寄与する施設についての考え方」

再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の軽減に寄与する施設の提案を求めます。

⑤ 技術提案資料を補足する資料（任意様式）

技術提案資料を補足するため、提案者が自ら必要と考えるもの（図面など）を提出してください。

⑥ 技術提案資料作成上の注意事項

ア 特定テーマについての技術提案（任意様式）はプレゼンテーションで説明できる枚数（A3判数枚）にまとめてください。また、技術提案資料を補足するための

任意資料はプレゼンテーションには使用出来ません。

- イ 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。また、画像の挿入は可とします。なお、イメージ図等の視覚的表現は、国土交通省通達（事務連絡）「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日）を参考として資料を作成してください。
- ウ プレゼンテーションは匿名で実施するため、提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。
- エ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。
- オ 第三者の著作権等に抵触するおそれのある場合は、自己の責任により適切に処理してください。

(5) 技術提案書の評価基準

提出資料の評価基準は、次の評価表によります。

内容	評価項目	
	判断基準	
技術評価 (評価にあたっては、技術提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的に判断を行う)	工程計画	設計工程計画及び施工計画（施工方法、安全性等）に対する考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。
	設計チームの特徴	技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。
	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び業務の理解度を評価する。
	基本計画の理解度等	技術提案書、プレゼンテーション内容を踏まえ、基本計画の理解度等について総合的な判断を行う。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① プレゼンテーションは匿名にて実施します。

説明者は当該業務に予定する管理技術者及び建築担当主任技術者を含む3名までとし、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めません。

- ② プレゼンテーションの場所、時間、留意事項等については一次選考後に別途通知します。
- ③ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用してください。任意資料はヒアリングには使用できません。
- ④ プレゼンテーションに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として選考の対象としません。

7 選考方法及び結果の通知

(1) 選考に係る評価

- ① 一次選考

提出書類による委員会の選考委員の審査を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を5者程度選定します。

② 一次選考結果の通知

一次選考の結果は、電子メールにて通知します。

③ 二次選考

一次選考で選定された者について、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選考委員の評価を踏まえ、資格審査会において最も優れた提案者と認められた優先交渉権者1者及び次席優先交渉権者1者を特定します。

④ 二次選考結果の通知

二次選考の結果は、電子メールにて通知します。

8 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (5) 選考委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

9 設計業務契約

(1) 契約の締結

① 市川市は、最も優れた提案者と認められた優先交渉権者と契約の交渉を行います。

この手続きに参加した者が、公告の日から優先交渉権者特定までの間に、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者については、この手続きに係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。

② 優先交渉権者として特定されたことをもって、事業者に決定されるわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定した後に見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって、事業者に決定されるものとします。また、協議の結果、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意してください。

③ 優先交渉権者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次席優先交渉権者を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とするものとします。

④ 優先交渉権者特定後、契約締結までの間に、優先交渉権者が2に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合又は8に規定する失格に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る設計業務は、基本設計及び実施設計業務とし、次の業務内容が含まれます。

- ・ 建築意匠、建築構造、建築設備、外構の設計
- ・ 設計説明書、設計概要書の作成
- ・ 工事費概算書の作成
- ・ 積算業務

- ・概略工事工程表の作成
 - ・関係法規に係る関係機関との打合せ及び各種協議（標識看板などの作成設置を含む）
 - ・市川市が指定する設計に必要な調査
 - ・都市計画法、建築基準法、消防法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、その他建築遂行上必要となる法令又は条例等に基づく資料の作成・申請手続きにおける対応支援
 - ・ライフサイクルアセスメント検討・評価
 - ・コスト縮減検討
 - ・防災計画、災害対策に必要な施設の特別な検討
 - ・地質・土質調査業務
- なお、工事監理業務は本業務に含みません。

（３）履行期間

契約日の翌日から令和５年３月３日（約１４ヶ月）まで

ただし、工事発注図書（図面及び数量計算等）は令和４年７月上旬までに完了させることとします。

（４）支払条件等

- ① 契約を締結するときは委託金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納めなければならないこととします。また、委託候補者が市川市財務規則第１１７条第２項及び第３項の各号に該当する保証を付した場合は契約保証金を免除することができるものとします。
- ② 前払金は、原則として、契約会計年度（令和３年度）に請求することにより、翌会計年度分（令和４年度分）の前払金を含めて委託金額の１００分の３０以内を支払う。
- ③ （仮）八幡市民複合施設基本設計の完了後（令和３年度）に（仮）八幡市民複合施設基本設計の成果物の引渡しを受け、当該成果物に対応する委託金額を支払う予定としています。

（５）契約者

市川市

（６）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（７）契約書の作成の要否

要

（８）設計内容

設計業務の実施にあたっては、市川市と十分協議して進めるものとします。

10 その他

(1) 辞退について

技術提案書の提出者に選考された者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、令和3年10月7日（木）までに事務局まで、持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 工事受注資格の喪失

① 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

② 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

一方が他方に出資していること。

一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(3) 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とします。技術提案書についても同様です。

(4) 提出受付期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者、照査技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市川市から得るものとします。

(5) 提出資料の取扱い

① 提出された参加表明書、技術提案書等は返却しません。

② 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合において、複製を作成します。

③ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選考以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、市川市は、技術提案書のうち、「業務実施方針（様式5）」及び「特定テーマについての技術提案（任意様式）」については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

(6) 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。